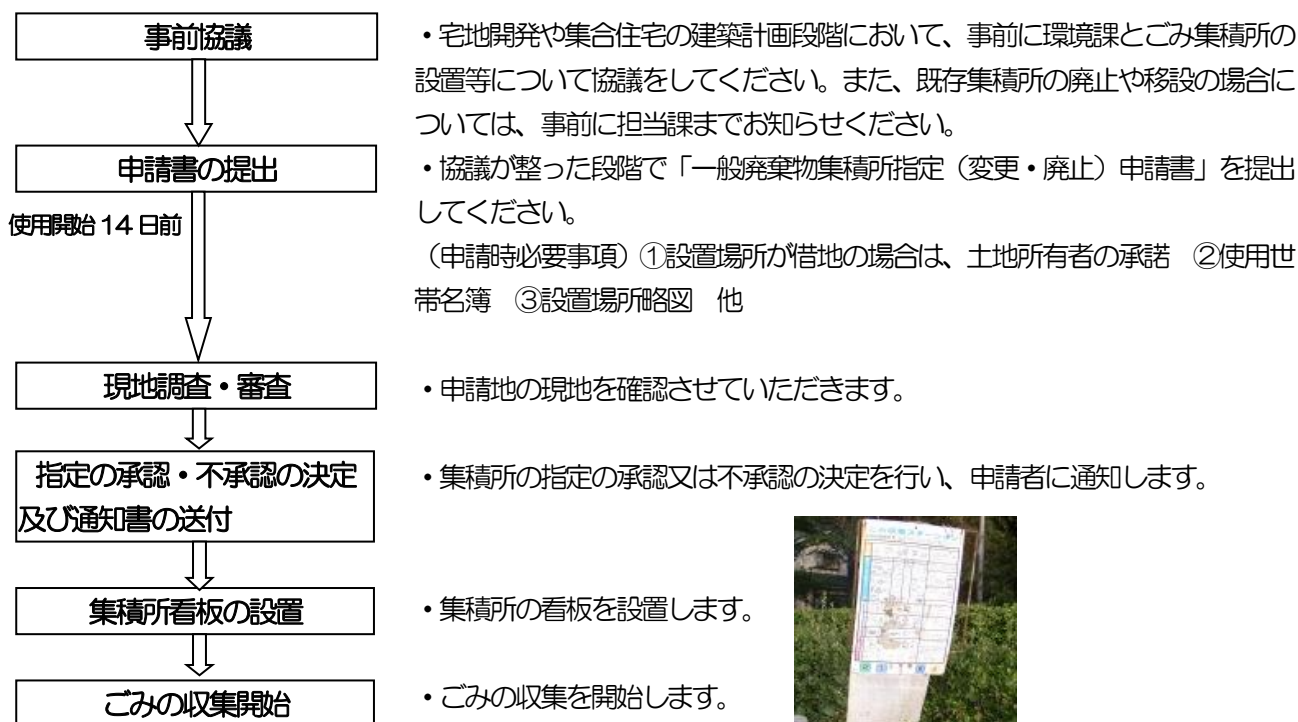


家庭系一般廃棄物集積所（ごみステーション）の設置（変更） 手続き



三芳町では、生活環境の保全と近隣住民との融和を図り、家庭から排出されるごみの収集作業の安全と効率を確保するため、家庭系ごみの集積所（ごみステーション）の設置について、ご理解とご協力をお願いします。なお、設置及び変更についての基準や管理方法については、「三芳町一般廃棄物集積所の設置基準に関する要綱」によるものとしますが、交通問題など様々な事象が生じていますので、町との調整をお願いします。

1 設置（変更） から 収集開始までの流れ



2 設置場所

交通事故を防止するため、集積所に横付け停車した状態で収集作業が安全に行えるよう、原則次の場所への集積所の設置はできません。

1) 道路交通法に規定する駐停車禁止区域

特に、交差点（十字路・丁字路）5m以内やバス停 10メートル以内。（収集車を横付け停車して、直接積み込み収集ができない場所は不可）

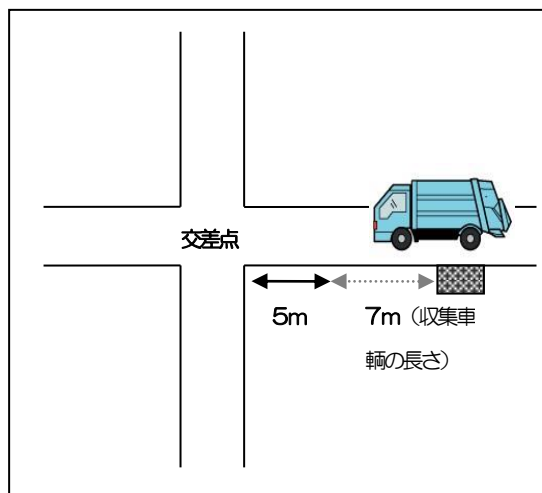
2) 交通量が多い場所（国道等）、車の出入りが多い場所

3) 道路幅員が狭い等により収集車の進行が難しい場所

※収集車進入のための必要幅員・・・4m以上

4) 世帯 30 戸以上は、ごみの量が多くなることから収集

に時間を要するため、収集車が完全に敷地内に入った状態で収集できるように集積所を設置すること



3 集積所の面積・構造等

1) 面積 / 最小必要面積 1.8㎡

※面積規模の計算＝0.3㎡×戸数（例／10戸）⇒3㎡

2) 規模 / 間口・・・1.8m以上 奥行・・・1m以上

※ 屋根を取り付ける場合は、天井の高さ 2m以上、戸口の高さ 1.8m以上、また、屋根・扉等で、集積所が密閉されないように通気孔等を取り付ける。

観音開きの扉を設置する場合は外開きにして、扉にはストッパーを付ける。また、開いた時に扉が前面道路や隣地に出ないようにする。

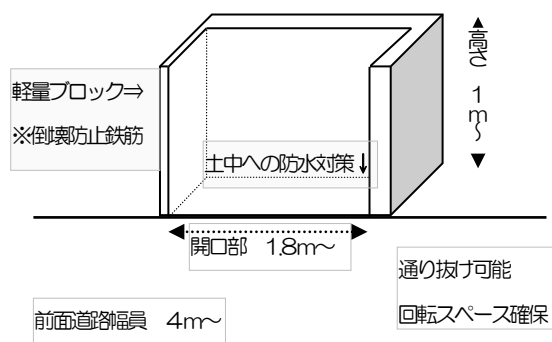
3) 構造

収集する側である間口は前面解放し、原則として軽量ブロックなどにより「コの字型」に囲い、ごみが飛散しない構造とする。必要により、清掃等のために水道栓や排水ますを設置する場合は、上下水道課と協議する。

※ごみストッカーを集積所内に設置する場合は、上扉がストッパー等により開扉状態が維持できるようにする。

高さ・・・1m以上

集積所の設置例



4 集積所の管理

- 1) 集積所の管理上、扉等に鍵をかける場合は、収集開始時間（朝 8 時 00 分ごろ）までに必ず鍵をあげる
- 2) 集積所は、悪臭・飛散防止に努め、適宜清掃するなどして常に清潔に保つようにすること。

Memo

【お問合せ・申請等の提出先】

三芳町役場 環境課

入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL 049-258-0019（内線216）

FAX 049-274-1052

E-mail kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp